

第 456 回佐賀地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和 8 年 3 月 23 日 (月) 15 : 00 ~ : 16 : 22
- 2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 3 階 共用大会議室 2
- 3 出席者
公益代表 : 甲斐委員 (会長)、安永委員 (会長代理)、佐々木委員、早川委員、
松本委員
労働者代表 : 東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員
使用者代表 : 狩野委員、西岡委員、浜村委員、平野委員
事務局 : 城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、
濱賃金調査員
- 4 議題
 - (1) 令和 8 年度特定最低賃金改正に係る意向表明について
 - (2) 令和 8 年度の特定最低賃金必要性審議の進め方について
 - (3) 議事録の署名について
 - (4) その他

○岩竹室長補佐

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

審議に入ります前に事務局から報告させていただきます。

本日、福母委員が御欠席ですが、本委員会が最低賃金審議委員会審議会令第5項第2項に規定されている定足数の10名に達していることを御報告いたします。

また、本審議会は原則として公開となっておりますが、本日の傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いします。

○甲斐会長

皆様、こんにちは。

ただ今から、本年度最後の第456回佐賀地方最低賃金審議会を開会いたします。

各委員の皆様には、年度末のお忙しい中、足をお運びいただきまして有難うございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の前に、事務局から資料の説明をお願いします。

○河野賃金室長

まずは、お配りしております資料について御説明したいと思います。

資料各ページの下に、赤字でページ数を記載しております。1ページから10ページに、今年度佐賀県の地域別最低賃金と特定最低賃金の改定状況に関する資料を付けております。今年度は、特定最低賃金の金額改定はございませんでしたが、例年この3月の審議会で提出しております資料になります。地域別最低賃金に関する資料が1ページから4ページ、特定最低賃金に関する資料が5ページから10ページに業種ごとに付けております。お時間がある時に御確認いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従って審議を進めたいと思います。

まず、議事次第(1)特定最低賃金改正にかかる意向表明について、まず事務局から資料説明をお願いします。

○河野賃金室長

資料の11ページを御覧ください。佐賀県における令和8年度の特定最低賃金について、3月6日付けで御覧のとおり4業種について改正の意向表明がなされております。

業種については、従来からの、一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係、陶磁器・同関連製品製造業、の3業種に加えまして、新たに各種商品小売業の合計4業種について意向表明がありました。

金額改定を申し出る主たる理由としましては、本文にも記載がございますけれども、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと、それから2026春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にある、というこ

とでございます。

今回初めて各種商品小売業の新設の意向表明がされましたので、業種について少し事務局から説明をさせていただきたいと思っております。

資料の 13 ページを御覧ください。特定最低賃金の適用対象業種については、原則として日本標準産業分類によることになっておりますが、各種商品小売業につきましては、大分類は I「卸売業、小売業」、この中に中分類の業種が 12 ございます。そのうちの 1 つがこの「56 各種商品小売業」になっておりまして、この中に更に、小分類として 8 業種がございます。

続いて、特定最低賃金の改定の申出をされるに当たっての、母数となる適用労働者数をお伝えします。皆様のお手元に、最新の最低賃金決定要覧令和 8 年度版を置いておりますので、こちらの 125 ページを御覧下さい。

陶磁器・同関連製品製造業に関しましては 1,434 人、一般機械器具製造業関係に関しましては 5,112 人、電気機械器具製造業関係に関しましては、8,074 人となっております。それぞれの業種につきまして、今申しあげた適用労働者数の 3 分の 1 以上の同意者の確保をお願いいたします。

新設の各種商品小売業に関しては、適用業種の小分類の範囲がまだ確定していないということですので、決まり次第、事務局で、適用労働者数を算出してお知らせしたいと思っております。

新設する場合の申出要件については、資料の 15 ページの上の方に、「新しく決定する場合の申出の要件」の記載がありまして、労働協約ケースの場合は、基幹労働者の 2 分の 1 以上が労働協約の適用を受けていること、公正競争ケースでは、適用労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意が必要になりますので、この点も御注意ください。

特定最低賃金は、最低賃金法第 16 条の規定により、地域別最低賃金を上回る必要があること、及び労働協約の最も低い額が事実上の上限額となりますので、協定額についても御留意くださいますようお願いいたします。

また、申出の時期につきましては、例年どおり 7 月 20 日頃を目途にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○甲斐会長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の意向表明の説明につきまして、労働者代表委員から補足と説明があればお願いします。

○東島委員

一般機械器具製造業関係の東島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、昨年度の一般機械器具製造関係の賃金改定においては、改正審議が行われず、地域別最低賃金 1,030 円が適用され、労働者側としては誠に残念であり、強い課題意識を持っています。

さて、春季生活闘争において、今まさに賃上げ交渉が行われており、先週の春闘集中回答日における大手企業の回答は、高水準な金額での回答が多く、賃上げの機運は今年も続くとみられております。

一方で御承知のとおり、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは適用労働者も役割も異なり、伝統や技術力が兼ね備えられた労働者であること、家計や地域を支える労働者であり、産業間での人材獲得競争の結果に鑑みれば、むしろ特定最低賃金の意義は高まっていると思われます。特定最低賃金は単年度の原資状況だけで判断されるものではなく、産業としての誇り、独自性、差別化を体現する仕組みであります。

昨年審議会後、一般機械の申出を行った労働組合に対し、改正審議に至らなかった報告をした際には、労働者からは、我々一般機械の仕事は、小さな部品一つにも技術が詰まっていて、地域のものづくりを支えている、また経験と勘、積み重ねた技能は簡単に身につくものではない、若い人に継いで欲しい産業だからこそ、特定最低賃金が必要である、また、来年度も申出を行うべき、などといった声が上がりました。地域別最低賃金と同額になったことで、一般機械で働く方々のモチベーション低下の声もあり、大変危惧をしております。

改めて、特定最低賃金は技能を持つ人材を確保し、産業を維持するための最低限のラインであると考えます。このように、ものづくり県佐賀として、伝統ある佐賀の一般機械産業は長い歴史があり、地域の発展を支えて来ました。また、イノベーション創業企業も多い県内の主要産業であり、人への投資という意味では県外への流出を減らし、地域産業を守り育てていかなければなりません。

一般機械器具製造業は、業種の幅も広く、業界を下支えする重要な業種でありますし、特に、中小零細企業の比率が非常に高く、未組織労働者の多い業種でもあります。労働者間の格差をより小さくするためにも、最低賃金として保証をしていく必要があります。

これらを踏まえ、一般機械器具製造業の特定最低賃金改定の必要性を示し、是非とも議論できる機会を設けていただき、発展的な審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、意向表明といたします。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き、電気機械器具製造業関係から意向表明をお願いします。

○諸富委員

電気機械器具製造業関係の諸富です。よろしくお願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、複数回の審議の中で、私たち電機産業の県内での立ち位置、また電機産業に従事する従業員が担っている役割、責任などの実態について、現場の声をお伝えさせていただきましたが、必要性無しとの結果に至ったことにつきましては、非常に残念な思いを感じております。

事業環境を取り巻く変化が大きい中、特定最低賃金の引上げについては慎重に判断したいとの使用者側の考えも一定理解はできるものの、特定最低賃金は、働く者のセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、労使交渉の手段を持たない当該産業に従事する未組織労働者の賃金の引上げ、底上げを図り、賃金の優位性を確保することで、当該産業の魅力を向上させ、人材の定着確保にも影響を与える側面を持つことや、中長期的な事業継続の視点も踏まえれば、金額水準は別として、これまでど

おり継続した改定が必要であったと感じております。

さて、先週3月18日に電機連合の2026年闘争を牽引する大手12社の企業組合に対し、一斉に今春の回答が会社から提供されました。回答結果につきましては、既に御承知のことかと思っておりますので、改めてこの場で詳細を述べることは割愛させていただきますが、交渉の過程においては、使用者側からも物価高騰を踏まえた社会性の視座や、従業員、組合員の期待、賃金改定の必要性については強く認識をしているとの見解も示された中での回答に至っております。

加えて、金属労協では、2026年闘争では厳しさが増す生活実感を改善させるべく、実質賃金の向上にこだわり、闘争結果を日本全体に波及させる取組を一層推進することとし、2026年闘争の成果を未組織労働者に波及させ、金属産業の賃金を付加価値、生産性の高さに見合ったものに引き上げるべく、特定最低賃金についても全力で取り組むということが示されております。

なお、特定最低賃金については、使用者側、経団連からも従来の廃止のみを強調する姿勢から大きく転換し、経労委報告において、当該産業の関係労使のイニシアティブにより、産業集積地の魅力を高めるべく、地域別最低賃金引上げとの調整を図りつつ、当該産業の賃金水準や賃金支払能力を反映した特定最低賃金を設定することはあり得る、との一定の理解が示されております。

来年度の特定最低賃金の審議については、審議に関わる公労使委員及び事務局、参画する全員がこのような環境情勢について正しく認識をすることが重要であると考えます。

以上のことをお伝え申し上げ、来年度につきましても公労使で客観的視点、事実に基づき議論ができる場面を設定していただき、その中で建設的な審議を尽くしてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いし、意向表明とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き陶磁器・同関連製品製造業から意向表明をお願いします。

○山口委員

陶磁器・同関連製品製造業の山口です。よろしく願いいたします。

本日は、令和8年度特定最低賃金改正に当たり、地域別最低賃金も含めた観点から現場の実態を踏まえて意見を申し上げます。

私共では第31年次組合員意識調査を実施いたしました。その結果、組合員が最も強く求めているものは、依然として賃金や一時金の増額であり、労働組合に期待する役割としても賃上げを含む労働条件の向上が突出して高い結果となっています。

一方、自身の生活水準については、世間並程度と回答する者が多数を占めています。しかし、この世間並みという認識の背景には、必ずしも生活への満足や安心があるわけではなく、現在の賃金水準に対する半ば諦めに近い受け止め方も含まれている、と考えています。

特に県内でも、陶磁器産業が集積する西部地区においては、焼物産業の伸び悩みが長期化する中で、低賃金水準が半ば当然化し、この地域では仕方がないという認識が

広がっているのが実情です。焼物、陶磁器産業は佐賀県における伝統的な地場産業であり、地域の文化、歴史、観光、雇用を支えて来ました。

しかしその一方で、技能集約型産業であるにも関わらず、賃金水準は必ずしも高いとは言えません。こうした状況の背景には、地域別最低賃金の水準が相対的に低いことが賃金水準全体に影響を与えている側面もあると考えています。

また、意識調査では、満足していないが定年まで働きたいという回答をする者が多くみられました。これは仕事への誇りや地域への愛着がある一方で、賃金水準については改善を期待しにくいという複雑な心情の表れだと受け止めています。このまま低い水準の地域別最低賃金が続けば、若年層を中心とした地域外への人材流出が進み、陶磁器産業をはじめとする県西部地域の産業基盤や技能継承に深刻な影響を及ぼしかねません。

以上のことから令和8年度の最低賃金改正においては、地域別最低賃金の適正な引き上げはもとより、特定最低賃金についても地域産業の実態や将来を見据え、諦めを是正する視点が不可欠であると考えています。

労働者の生活の安定を図ると共に、伝統ある陶磁器産業をはじめとする地域産業の持続的発展、そして次世代への技能継承を可能とするためにも、最低賃金水準の見直しを強く要望し、意見といたします。よろしく願いいたします。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、新設を希望されている小売業につきましてもお願いします。

○彌常委員

私、彌常から新設の意向表明ということで説明をさせていただきます。

大きく3つの観点から意向表明をさせていただきます。

まず、1つ目に産業の重要性です。小売業は、佐賀県でも全生活者を支える産業であり、県全域で卸と小売業合わせた事業者数の割合は、全産業事業所数の26%を占めます。小売業で従事する労働者数につきましては、全産業の18.9%を占めており、佐賀県では、事業者数そして労働者数ともに最も高く、そして純付加価値では製造業の26.1%に次ぐ2番目の17.4%の構成を占める主力産業であります。

また、災害時、コロナの時もそうでしたが、緊急事態でも社会インフラを支える重要な産業という位置付けで、産業の必要性、重要性の観点から意向表明しております。

2つ目は、労働者の責任と実態についてです。労働者の多くがアルバイトあるいは、パートで約70%を占めております。そのパート、アルバイトの方たちが、この小売業の事業収益の根幹を担う労働者であるということ、お客様からは会社の代表者として見られることが多く、サービスやお叱り等正社員と同等の対応を求められています。社員同様に高度な社内訓練そして教育を受け、スキルの向上が求められる1つの技術を必要とする産業でもあります。

3つ目は、深刻な人手不足の対応と公正競争の観点です。小売業に従事するパート、アルバイトの多くは、県最低賃金の近傍で働く方が多くいらっしゃいます。そして現在、企業の採用、契約時給の低さから人材確保が困難な状況に陥っております。賃金面や社会意識の中で、小売業の位置付けは低位にあることから、魅力ある主要産業へ

引き上げることが課題と認識しています。

今回の春闘で、U Aゼンセン加盟組合である地場スーパーが公表した内容は、大学新卒採用賃金を 40,000 円引き上げて、250,000 円とする、そしてパートの時給も 170 円引き上げて、1,030 円から 1,200 円の最低時給にするということです。これは、その社長曰く、1 年間、最低賃金で募集を掛けたがほとんど採用に至らなかったということで、優秀な人材確保と将来を見据えた経営戦略のために必要な転換ということで、労働組合に話をする前に、決定し報道されております。

こういった状況から、特定最低賃金が新設されますと、さらに企業間の人材獲得競争による賃金の引き上げが促されます。

産業全体の低賃金、そして低生産性、今の流通業では二次生産性が製造業の七掛け、あるいは労働生産性も製造業の七掛けで終わっています。これを脱却しない限り、地場の小売業というものは、県外の手元に吸収、あるいは倒産、廃業という形で、地場の産業としては維持が困難になっていくと考えます。特定最低賃金として主要産業に位置付けていくということが必要であると考え、今回新設を希望し、審議会で議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、4つの部門につきまして、意向表明していただきました。使用者側から、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○松尾委員

労働者委員の松尾です。

先ほど、従来の3業種に加えて新たに新設を希望したいということで、各種商品小売業の意向表明をさせていただきました。

事務局から説明があったように、小売業の小分類は大変広い裾野ですので、実際の申出をする際は、もう少し内部で詰めさせていただいて、どの小分類を特定最低賃金としてやっていくのかということについて、7月までの申出の際に、少し絞らせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○甲斐会長

はい、使用者側よろしいですか。

○使用者代表

(異議なし)

○甲斐会長

はい、それでは、労働者側の皆様、7月20日を目途に事務局と相談されまして、手続きをよろしくお願いいたします。

それでは、御意見がないようですので、議事次第(2)の令和8年度の特定最低賃金の必要性審議の決め方について審議してまいりたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

今年、特定最低賃金新設の意向表明がございましたので、資料の 14 ページ以降に特定最低賃金に関する資料を付けております。

改めて手続き等についての再確認という趣旨もございますので、後ほど御覧いただければと思います。

先ほど、新設の申出要件についてお伝えしましたが、資料では 15 ページの上の方になります。同じく 15 ページの下の方は、令和 7 年度の全国の特定最低賃金の審議状況と改正結果についてまとめたものになっております。

本日は、来年度の佐賀地方最低賃金審議会における必要性審議の審議方式について確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、この審議方式については、全国的には、本審、小委員会方式、専門部会方式と各種ございまして、その採用状況は県によって様々です。

佐賀の審議会においては、現状として本審で審議を行っておりますが、昨年必要性審議を丁寧に行うという趣旨で、特別委員会の設置に向けて委員の皆様のお意見を伺いし様々検討いたしました。その結果、昨年度は本審での審議を継続した訳ですが、そうした経過を踏まえ、来年度も本審での審議を継続する方向で考えております。

また、日程についての御提案ですが、資料の 16 ページを御覧ください。16 ページに、令和 7 年度の日程の実績と並べて、令和 8 年度の日程案を記載しております。今年度は、必要性審議が長引いたということもございまして、結論が出たのが 12 月と、大変遅い時期になったところです。こうしたことを避けるため、来年度は少し早めに諮問を行い、できるだけ早い時期に結論を出していただく方向で考えております。

そこで、先程の日程案ですが、審議を早めにスタートさせるという趣旨で、令和 8 年度の①案は、地域別最低賃金の審議の合間に具体的にはお盆前頃のタイミングで、特定最低賃金の諮問を行うという案になっております。右側の②案につきましては、地域別最低賃金の答申が出た後に、例年でしたら異議審と同時に必要性審議を行っていましたが、異議審を待たずに本審を開催し、特定最低賃金の諮問を行うという案になっております。

このほかにも、諮問時期については、皆様方の御意見をお聞きして様々検討をしましたが、事務局としても諮問に当たっては資料作成等の準備期間が必要でございますので、できればこの 2 つの案のうち、②案の、地域別最低賃金の答申が出た後に、特定最低賃金の諮問を行う案で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、皆様方の御意見をお聞かせ願えればと思っております。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

必要性の有無につきまして、審議をするということが必要なのですけれども、一昨年、特別委員会を設置するかどうかという議論をかなり行いました。しかしながら、日程の調整、それからそれぞれの立場からの御意見などを伺いまして、特別委員会の設置は難しいだろうということになり、本審で引き続き行うということになって今年度を迎えた次第です。

今年度、例年どおり、異議審の時に諮問をしたわけですがけれども、やはり議論を充

分に行わなければならないだろう、ということになりましたので、何回も本審を開くことになりました。それで、改めて事務局等と相談しまして、特別委員会を設置するのか、どうなのかということ全国、それから九州各県の状況を調べていただきまして検討しましたが、やはり特別委員会を開催しても、それぞれの部門によって様々な問題が出て来るので、本審で引き続き行った方がいいだろうということで、今回の提案ということになっています。

今日の提案としましては、これまでどおり異議審の時に諮問という形になると、結論が出るのが非常に遅くなってしまいますので、少し前もって会議を開く案を事務局の方から提案をしていただきました。そして、①と②の案を作っていただきまして、やはり①は少し早いのではないかと御意見もありましたので、②という形で、これまでよりも半月程ですけれども、早めに第 1 回目を開くということで進めていきたいと思っております。いかがでしょうか。

使用者側、労働者側どちらも②の案でよろしければ、②で進めていきたいというふうに思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

九州各県、大変議論を尽くされております。それを見ますと、特別委員会を開催しているところもあれば、本審で審議されているところもあります。

佐賀はこれまでも本審でやってきておりますので、今までどおり皆様に責任を持って御意見を伺うという意味で、本審で審議させていただければと思います。

但し、何回か開催する必要があるだろうということで、半月前倒しをしたいということについて、皆様に御賛同いただきましたので、こういった方法で進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次に議事次第の(3)議事録の署名について、事務局から説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

資料の方は、17 ページを御覧ください。

まず、現在の佐賀地方最低賃金審議会の議事録の取扱いについて御説明しますと、現在は、会長と会長が指名する労使各 1 名の委員の合計 3 名に、事務局が作成した議事録をメールでお送りしまして、内容の確認を行っていただき、必要な修正を行った上で、最終的に署名をいただく、という形にしております。

今回の提案につきましては、委員の皆様と事務局の負担を減らすということと、処理の迅速化を図るということを目的にしまして、署名を省略すること、但し、現状行っている会長と労使代表委員による議事録の内容確認は維持する、という形での提案になります。

改正案につきましては、資料の 17 ページを御覧ください。こちらが佐賀地方最低賃金審議会と専門部会の運営規程の改正案になります。改正案を左側に、現行規程を右側に記載しております、下線部が今回改正を行う箇所となっております。具体的には、「署名」を「確認」へ変更するという形で、18 ページから 21 ページに本審と専

門部会の運営規程の全文を、見え消しで付けておりましたが、第7条の変更ということになります。

施行に関しましては、附則に、「この規程は令和8年3月23日から施行する」としておりました、本日ご了承いただければ、本日の審議会の議事録から適用したいと考えておりますけれども、皆様の御意見をお聞かせ願えたらと思います。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、何か御意見、御質問等ございますか。

国の方針としても、署名を省いてスピードアップするということになっていきますし、他県の状況も調べてもらいましたが、署名を残している県は、残り少なくなっているということもありますので、スピードアップということも考えて署名を省く、そうではあっても、労使代表委員による確認はきちんとしていただくということでの変更です。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議事録から変更ということになります。

○河野賃金室長

ありがとうございます。

○甲斐会長

それでは、本日の議題としましては、用意した分は済んでおりますけれども、その他として事務局の方から何かございますか。

○河野賃金室長

はい、その他ということで、2点説明を予定しております。

まず1点目は総括表の復元方法の変更の提案、2点目に、令和7年度の佐賀県最低賃金の答申に要望事項として記されておりました2項目に対する労働局の対応状況についての御報告です。

1点目、総括表に関連する提案は資料22ページを御覧ください。

今年度の審議の際に、総括表に記載されておりました、労働者数に違和感があるという御意見をいただきまして、これを機会に今までの過去の経緯を含め調べたところですが、ここで判明したことを元に、復元方法の変更について提案をさせていただきたいと思っております。

まず、この総括表の元になっております「最低賃金に関する基礎調査」がそもそも全数調査ではないので、調査で集めた数字を元に、実際の数字に近づけるための、復元という作業がございます。この復元方法は資料の23ページに記載しておりますように、二つの計算方法があります。①が事業者数を元に復元する方法、②が労働者数

を元に復元する方法になります。e-Stat に掲載されている数字は、労働者数復元方式に統一されておりますが、全国の最低賃金審議会で採用する復元方式はそれぞれの審議会に任されているところ、大半の審議会では労働者復元方式を採用しており、事業所復元方式を採用しているのは佐賀を含め3局となっております。そうしたことを鑑みますと、これを機会に佐賀においても、労働者復元方式に変更したいと考えておりますが、皆様の御意見をお聞かせ願えたらと思っております。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

審議の中で、総括表の作成にあたって事業所数で復元するのか労働者数で復元するのかという意見がかなり出たと思います。それに関連して事務局からの御提案になります。いろいろ調べていただいたら、これも労働者数で復元しているところの方が圧倒的に多かったということもありますし、22 ページにありますように、両者を比較した場合に、大きな差は認められない、最大で 1.4 くらいですね。これをどう見るかというのはありますけれども、全国的に労働者数でやっているのであれば、委員の皆様御意見も労働者数で復元したらどうかという御意見だったと思いますので、次年度から労働者数での復元の資料を用いたいというのが事務局からの提案でございます。いかがでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

それでは、次年度から労働者で復元する形をとっていただければと思います。

○河野賃金室長

ありがとうございます。

○甲斐会長

もう1点ありましたね。

○河野賃金室長

はい。佐賀県最低賃金の改正決定にかかる答申に付帯決議されておりました、2項目に関して佐賀労働局の取組み内容の御報告をさせていただきたいと思っております。

資料は 24 ページになりますが、こちらに今年度の佐賀県最低賃金の答申文をつけております。政府への要望事項2項目が記載されておりますので、こちらを御覧ください。

第1項目の、中小企業・小規模事業者への支援策に関連して、周知と利用促進にかかる取組みについての御報告です。

資料は 25 ページに改定最低賃金と支援策の広報の実施結果を、26 ページに業務改善助成金の交付決定実績をつけております。概要を申し上げますと、支援策の周知に関しましては、ここ数年行っておりますデジタルサイネージの活用として、佐賀駅やゆめタウン内でのデジタル広告を今年度も引き続き実施しました。今年度、新規の取

組としては、ショート動画の作成とホームページへの掲載、それから公式 YouTube や X 等への投稿を通じて広く周知に努めたところでございます。

また、経済団体や社労士会などの各種団体の御協力をいただきまして、御担当者様へ助成金の研修等も行いまして、制度の仕組みについて広く周知を行いました。更には、27 ページの下の方になります、中小企業等とつながりが強い、県内の信用金庫や信用組合等の金融機関との連携を強化しまして、支援策の情報が広く事業者へ行き渡るよう取り組みいたしました。

資料 27 ページの上の方を御覧いただくと、こちらは 1 月末現在の業務改善助成金の申請件数と申請額になっておりますが、いずれも昨年に比較して大幅に利用実績が伸びていることが確認出来るかと思えます。また、その下の方のキャリアアップ助成金についても、着実にその件数と支給決定額を伸ばしているところでございます。

令和 8 年度、来年度につきましては、28 ページになりますが、業務改善助成金については制度の見直しを行った上で、当初予算額としては今年度を上回る予算額が付くことになっております。

28 ページ下の方には、賃上げ支援助成金パッケージの内容を簡単に記載しておりますけれども、それぞれに拡充した内容で予算措置がされるということですので、来年度できるだけ早い時期から周知に努めまして、更に広く利用が進むように努力してまいりたいと思っております。

続いて、佐賀県の取組内容については、29 ページ以降になります。重点支援地方交付金の関係が 29 ページの下の方ですが、重点支援地方交付金は、134 億円のうち、116 億円、61 事業が措置されているということで、このうち、事業者支援は 71 億円が措置されている、ということでございます。

30 ページの上の方を御覧いただくと、その具体的な内容について記載がございます。従前からありました NEXT 賃金 UP プロジェクトの方も内容を拡充して引き続き継続するというところでございますし、新規の事業も各種あるということでございます。

続いて、二つ目の価格転嫁に関して他省庁との連携による取組強化についての御報告でございます。31 ページに九州経済産業局の取組内容報告の資料を、36 ページ以降には公正取引委員会の資料をお付けしておりますが、それぞれの機関での取組結果の共有を行っているところでございます。具体的な内容については、後ほど御覧いただけたらと思っております。

労働局としましては、今年 1 月 1 日から施行されております取適法を踏まえた価格交渉に関する指針、指針の内容については 43 ページにございますけれども、こうした指針に関するリーフレットや、先ほど申し上げた賃上げ支援パッケージなどの支援策のリーフレットを管内 4 つの監督署で企業訪問する際に配布をするということで広く周知に努めておりまして、こうしたところで、賃上げや価格転嫁がしやすい環境整備を推進しているところでございます。

また、地方では、公的事业が地域経済に占める割合が高いということ踏まえまして、令和 7 年 11 月 10 日付けで、最低賃金の改定に伴う業務委託契約の見直しを検討していただくように、要請書を県と 20 市町に送付をして啓発を行いました。

労務費の転嫁指針の認知度につきましては約 60% ということで、認識の程度は少しずつ進んでおりますけれども、特に小規模事業所間ではまだまだ、ということもございますので、引き続き他省庁と連携して周知に努めてまいりたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○諸富委員

教えていただきたいところがあります。

21 ページで、業務改善助成金関係の周知広報というのがあって、市町村に対する依頼が 20 件あって、広報誌掲載が 0、ホームページでは 9 件とかあるのですけれども、これは、20 というのは佐賀県内の全ての市町村の数がまず 20 なのかということと、全ての市町村に対して要請はするけれども、あくまでもそれは、市町村の判断で掲載するかしないか決められていて、そこに対して強く求めることはできないという認識でいいのか、そこがまず 1 つの確認させていただきたい点です。

その中で令和 6 年から令和 7 年のところで見ると、申請件数が延びていて、実際の額も増えていきますということですが、これは実際に、申請をされてた方はどこを通じて申請をされているか、例えば市町村の情報がなかなかあまり活発ではない中で、受ける側はどこに相談をしに行っているのか、何かその辺りについて何か把握されているところがあれば教えていただきたいなと思っています。

○河野賃金室長

まず、20 というのは佐賀県内の市と町の全数になります。ですので、県が 1 と 20 市町で合計 21 自治体に対して要請を行っているということでございます。

○諸富委員

20 というのが、まず市町村で、1 は県ということで、全部で 21 ということは理解しました。その中で 25 ページの表の業務改善助成金の市町村では、依頼が 20 あって、掲載が 0、それを右側に持っていくと、広報誌またはホームページに掲載がなされたものというのは 9 ということで、要はホームページもしくは紙面を使って周知をした自治体は 20 の市町村のうち 9 でしたという理解でいるのです。そこに対して強く求めることができないのかというのが質問です。

○河野賃金室長

基本はお願いベースですので、事務局も掲載に向けて、記載例などをつけて簡単に掲載できるように工夫をしたデータや書面をお送りして載せていただいているというところでございます。

○諸富委員

平たく言うと、これは任意であって、あんまり強く求めることもできないですよということですか。

○河野賃金室長

原稿の掲載時期とか掲載スペースの問題とか、先方にも御都合がございますので、できるだけ協力要請という形で、何度もお願いをして最終的に把握した数字がこちらということです。

○諸富委員

分かりました。強制力がないというのは理解しました。

少し気になったのが、実際に市町村の方々が困ったな、相談したいなと思った時に、一番目につくのは市町村の広報誌や、若しくは役場と言われるところにおそらく相談に行くだろうなというのをイメージしたので、本当に市町村側は、その受け皿となっていて対応ができているのであるかというのはひとつ気になったのです。

そういった中で、業務改善助成金の推移を見ると、確実に件数なり金額が上がっているというのは、これは広報の視点で見ると、強制力はないものの一定市町村でしっかりフォローしてもらっているものなのか、若しくはその対象となる方が、自己努力で必要なところ、例えば市町村以外の必要な所に相談にいかれている結果なのか、その辺のイメージというのがどうなのかなというのがもし分かれば教えていただきたいなと思ったところです。

○河野賃金室長

今年度は、社労士会や経済団体の支援策の窓口となる御担当者へ、事業主の方々が相談するだろうことを前提に、そういう場所に適切な知識を持った方がいれば支援につながると考え、そうした団体の御担当者様に研修を実施いたしました。

他に中小企業が資金の御相談をする、地元の信用組合や信用金庫等、そのようなところにも御担当者様がいらっしゃいますので、そのようなところから助成金を含めた支援策の情報が行き届けば、と思い連携強化を図って周知を行ったということでございます。

地方自治体の広報誌もちろん周知の手段の一つではありますが、事業主様をご相談する先を捉えて周知活動を実施したと考えております。

○城労働局長

少し補足させていただきます。最低賃金の金額というのは個人個人や事業主も含め、皆様に知っていただきたい情報ということで、これは自治体に対してお願いベースではあるものの結構強く掲載をお願いしているところです。

一方で、業務改善助成金については、事業主が使う制度ということでもあるので、自治体の広報誌への掲載は、お願いはしますが最低賃金ほど強くはお願いしていないのが実情と思っております。

助成金という性格上、やはり経済団体の皆様とか、企業とのつながりの強い団体から事業主の方々に周知をする方が効率的でもあるのかなと考えて、お願いをしているということです。

今年については、商工会や商工会連合会に実際に経営指導をされる指導員の方がいらっしゃって、そういう方にこの助成金について制度の内容等詳しく教えてほしいという依頼もございましたので労働局から研修を行ったところ、さらに経営指導員の方が県内を回ってこの様な助成金がありますということを小規模事業者の方に勧誘をし

た、そういう例もあったと聞いております。

○諸富委員

はい、ありがとうございます。

○甲斐会長

西岡委員とか狩野委員とかの辺りでかなり御努力されている内容ですか。

○西岡委員

私たちがいうと業界ごとの組合の事務局がありますので、そういった所に御相談いただいているというケースもありますが、業界によっては組合員数が700も800もありますので、単一的に組合に情報を流したから全てみんなが理解しているかということ、実はそうでもなくて、初めて聞いたという方が、まだ実際たくさんいらっしゃいます。商工会に入っていない、もっと小さな事業者さんは役場に直接相談に行ったり、ということもあるので、情報の周知に関しては、あらゆるところとにかく出す努力をして、ボタンを押せばすぐ分かるという状態にしておく必要があるかなと思っております。

実際には商工会の経営指導員とか組合の方とか、あとは税理士さんですかね、税理士さんは最近お手伝いされているところは多いのですけれども、申請のケースは様々です。特に業務改善助成金は良い助成金ですけどハードルが高いものですから、小規模事業者で申請しようと思ってもなかなか申請まで行きつかないようなケースもあるようで、そうすると商工会の経営指導員を超えて、専門的な下請けをしている人たちにもお願いすることもございます。各方面で御努力をいただいているので、それに併せて私たちは私たちが周知する努力をする必要があるかなと思っています。

○城労働局長

加えまして、県でも上乘せ助成金がありますから、その関係で業務改善助成金も宣伝をいただいているという理解をしています。

○諸富委員

今、言われたように私たちとしても折角良い制度がある、制度はやはり作るばかりではなくて使って初めて影響や効果が出るのかなと思った時に、途中言われたように階層によって理解が進むところ、そうでないところというのがあるので、どうしても地方に行けばいくほど、その相談先というのが意外と役場というのを皆様言われます。そこの連携を含めて、少し気になったので質問させていただきました。いろいろ取り組みをいただいているというのはすごく理解しました。ありがとうございました。

○早川委員

私の質問は26ページと27ページの上段ですけれども、業務改善助成金の交付決定実績が載っています。27ページにある、申請件数と申請額が出ていますが、この違いについてお伺いしたいのですが、27ページで申請している417件の中で、令和7年度、これは時点が違うと思うのですけれども、2月末現在の時点では203件ということで、

これは審査がまだ残っている状況なのか、あるいは 417 件 11 月 20 日受付終了の時点で審査を受けた結果 203 件、約半数しか逆に通らなかったのか教えていただきたいです。

交付申請額の方の金額と実際の交付金額の決定された金額も違うので、よろしければ教えて下さい。

○河野賃金室長

まず、仰るように資料の作成時期が違っておりまして、26 ページについては、2 月末現在の数字で、27 ページにつきましては、1 月末現在の数字です。業務改善助成金は今年度 11 月 20 日で受付終了しておりますので、11 月 20 日時点で今年度の交付申請件数が 417 件ということ、そのうち 2 月末に交付決定までいったのが 203 件ということで、今年度は申請件数が多く処理に時間がかかっているということもあり、これ以降の処理については 3 月末あるいは 4 月以降に繰り越しているということでございます。

○早川委員

ありがとうございます。別の会議の時にこの着地の金額を教えていただけないでしょうか。

○城労働局長

ちなみに労働局の処理スピードが遅いということではなくて、申請書類が揃わない等の事業主さんとのやり取りに時間がかかり、なかなか交付決定まで至らないというような事案がほとんどです。年度をまたいでの繰り越しというのも当然あり得るという状況です。

○早川委員

ありがとうございます。あともうひとつ続けて質問してもいいですか。

29 ページの県の支援です。事業名がいろいろあるので、どういう事業者に支援がなされたかというのが、金額と件数との兼ね合いでよく分からないので、これに関してはまた機会がありましたら、県からどういう事業者に対してどういうサポートが行われたのか、その事業ごとに分かるようなものを出していただけるように頼んでおいていただけないでしょうかということです。

29 ページの上段では、1,446 事業者が活用したということで、佐賀県において相当多数の企業さんがこの県の支援を活用してらっしゃるということが分かりますし、またそれとは別に、業務改善サポート補助金だったり、物価高騰対策の切れ目なく支援を受けているということは分かるのですが、そこに金額は書いてあるけど、その支援を受けた事業者数が分からないとか、もしよろしければ折角ですからこういった様々な県の支援をどのくらいの数の企業さんが支援を受けたのか、事業がたくさん県の方は分散してあるものですから、もし分かったらその辺りの数値ももらえると随分参考になるのかなと思いました。よろしくお願いします。

○河野賃金室長

分かりました。現時点では、具体的な数字というのは把握しておりませんので、別途、県に確認をしまして事業ごとの事業所数とその金額等々分かれば把握をしてまた皆様にお伝えしたいと思います。

○早川委員

今日ではなくて、また次の会議の時とかよろしければ参考までに教えてください。

○河野賃金室長

はい、分かりました。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。
他に何か御意見ありますか。

○浜村委員

すみません、25 ページに労働基準協会等と書いてございます。依頼が4件となっているのですけれども、これ労働基準協会等以外ってどういう所が入っているのでしょうか。

○岩竹室長補佐

佐賀働き方改革推進支援センターと他に2件あるのですけれども確認いたします。すぐお知らせできると思いますので、少々お時間ください、すみません。

○浜村委員

特定最低賃金については改定がありません、というのを広報してくださいという依頼をされているということでしょうか。

○岩竹室長補佐

特定最低賃金についてはそうなります。

○浜村委員

分かりました。

○河野賃金室長

通常、特定最低賃金が改定されましたら、特定最低賃金の金額も含めた1枚もののリーフレット作っております。今年特定最低賃金の改定がなかったものですから、3つの業種に関しても佐賀県最低賃金の1,030円が適用されます、という内容の1枚もののリーフレットを作りましたので、そちらを皆様にお送りして周知をお願いしたいという形になっております。

○浜村委員

では、労働基準協会等を含んで4件ですが、そこに配布した資料の中に特定最低賃

金のことも入っているということですか。

○河野賃金室長

入っています。

○浜村委員

そうすると、特定最低賃金の掲載件数が3になっていますが、何か違和感があります。市町のところは、地域別最低賃金を20件依頼して10件掲載し、特定最低賃金が2件というのは何か違和感があります。特定最低賃金2件に対して地域別最低賃金は10件ですので、敢えて地域別最低賃金だけが取り上げて出されているところが多数あるのかなという印象なのですが、その辺りについてはいかがですか。

○河野賃金室長

掲載依頼文書を出す時に、掲載したら御報告くださいという一文を添えて出ししておりまして、御報告いただいたらカウントしているのですが、掲載はしていただいているけれども、御報告をいただいているケースというのもありまして、要するに私たちが確認できていない可能性もあるのかなと思います。そのような現状もあるので、数字が少ない違和感はそういったところも含まれるかもしれません。感想ですけれども。

○浜村委員

はい、分かりました。

今、佐賀県の広報記事を見ていたら仰るとおり、地域別最低賃金と特定最低賃金と一緒に書いてあるものを掲載されていたので、この資料をお渡ししたのだったら、皆様そのままこれ載せるのではないのかなと思います。

○城労働局長

地域別最低賃金だけを書いたお知らせと、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方を載せたのが特定最低賃金ということ。

ということは広報の配付資料は2種類あるということですか。

○河野賃金室長

そうです。まず、地域別最低賃金が決まった段階で地域別最低賃金のみのものを1種類作ります。最終的に特定最低賃金が確定した段階で特定最低賃金を含めたものを、もう1種類と、例年2種類作っています。

○城労働局長

今年度の特定最低賃金は地方最低賃金を超えて改定されなかったものですから、1,030円ですね。

○河野賃金室長

そうです。それを掲載いただいたところを掲載件数に挙げているということです。

○浜村委員

分かりました。

○岩竹室長補佐

先ほどの労働基準協会等についてですけれども、基準協会他、佐賀働き方改革推進支援センター、佐賀県社会保険労務士会、建災防佐賀県支部、この4つとなっております。

○浜村委員

はい、ありがとうございます。

○甲斐会長

広報のさっきの内容についてですが、次年度以降はどのような広報をされたのかという資料を付けていただいてもいいですね。ここで決まったことが最終的にどうなったのかという、私たちも確認する意味ですね。

○河野賃金室長

そうですね。どういう時期にどういう広報物を使って、どこに対して広報したのかということに関しては、もう少し分かりやすい形で資料を作りたいと思います。御意見ありがとうございます。

○甲斐会長

他に何かございますか。

(質問なし)

○甲斐会長

よろしいでしょうか。事務局もよろしいですか。

○河野賃金室長

はい、大丈夫です。

○甲斐会長

はい。それでは、本日の議事につきましては終了したいと思います。

他に御質問等ないようであれば、労働局長より閉会の挨拶をお願いしたいと思います。

○城労働局長

では、最後に私の方から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、年度末大変お忙しい時期に熱心に御審議いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

佐賀県の最低賃金におきましては、連日の猛暑の中、6回にわたりまして熱心かつ丁寧にご審議いただきました。法定3要素の事項や県内の経済雇用情勢、実情、こういったものを踏まえつつ御審議いただいたことに改めて敬意を表します。

改正された最低賃金額の周知はもとより、業務改善助成金をはじめとした企業への様々な支援につきましても、関係者の皆様方の協力をいただきながら周知をいたしまして、それが助成金の申請件数の増加にも繋がっていると考えております。今後とも賃金引上げに向けた企業への支援を再重点課題の1つに位置付け、労働局一丸となって進めてまいりますので、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

また、特定最低賃金の必要性審議につきましては、本審で4回御議論いただいたところでございますが、意見の一致を見ることができませんでした。このことにつきましては、来年度改めての御議論をお願い申し上げます。

最後に私事で、大変恐縮でございますが、3月31日付けで辞職ということになりました。ここ佐賀におきましては、労働基準部長を3年、それから局長で2年、合計5年間皆様方に大変お世話になりまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

結びとなりますが、委員の皆様方の御健勝、御祈念申し上げまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○甲斐会長

局長ありがとうございます。御健勝を祈念しております。

○城労働局長

ありがとうございます。

○甲斐会長

それでは、本年度の最終審議会をこれにて終了したいと思います。

本日の議事にもあがってございましたけれども、本年度の事務的なことなどを、皆様から御意見いただいた点を本日審議させていただいて、次年度に繋げていくというのが今日の1つの大きな課題でした。皆様に御賛同いただきましたので、次年度、また活発な議論をしながら、少しスムーズに進めることができればと思っております。

本年度どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

○城労働局長

どうもありがとうございました。

○甲斐会長

つきましては、本日の議事録の確認でございます。確認につきましては、労働者側東島委員、使用者側は狩野委員にお願いします。

では、本日、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。